

PM資料ガイド

項目	Deemed Acceptance	Rev.	年月日	作成
	見なし検収	0	04.03.31	石原 信男
対象	一般			
視点	基本解説			

Deemed Acceptance 見なし検収

1. 見なし検収とは

プラントのように性能保証を伴う検収の場合に、請負人の責めに帰さない事由により、一定期間内に性能保証テストを含む検収に必要なすべての条件が達成されなかった場合、自動的に当該プラントが注文主に引き渡されたと見なされて検収が完了すること。

2. 見なし検収の必要性

生産設備などのプラントでは、通常性能保証テストを経て所定の性能を立証した上で検収に至る。性能保証テストは製品の品質と生産能力、原料・副原料消費量（歩留）場合によってはユーティリティの消費効率などを伴うことがある。

性能保証テストを実行するにあたっては、原料・副原料、ユーティリティ、操業要員などを注文主が所定の期日までに準備するという条件の契約が多い。

かかる契約において、注文主がこのような契約条件を満たさなかった場合には、請負人がテストを実施できる状態にありながらそれを実施できないことになってしまう。

このような状況が続くことは検収の遅れとなって、請負人はきわめて不利な状況に陥ることになる。検収の遅れは代金受け込みの遅れ、瑕疵担保期間の起点のずれ込み（実質的な瑕疵担保期間の延長）請負人側でのムダな費用発生など、さまざまなリスクをもたらす。

見なし検収は、このようなリスクに歯止めをかける意味において必要不可欠な契約上の規定であるといえる。

3. 「見なし検収」についての日本国内契約と国際的契約の比較

国際的な標準契約書の類では見なし検収(Deemed Acceptance)の持つ意味合いを明確に規定している。

見なし検収という歯止めを設けなかった場合は、性能保証テストおよび検収に係わるリスクの評価ができず、コンティンジェンシーの策定がきわめて難しくなる。

国際的な契約においても、Deemed Acceptanceという直接的な表現の条項でこれを規定するのではなく、こうなった場合にはそのように見なします といった表現をとっている例がほとんどだが、押えるべきところはしっかりと押えている。

日本企業同士の契約においては、見なし検収という具体的な表現で規定することはほとんどない。注文主の不備をあらかじめ想定しこれを契約で規定するという形は日本の商慣習には

なじまないからであり、いわゆる「暗黙の了解」みたいなものがそこに介在する。そのような「暗黙の了解」によって日本国内のビジネスが穏便に展開するのであれば、それはそれとして好ましい部類の商慣習といえる。

しかし、このような日本国内だけに通用する商慣習を、国際的な契約の場にそのまま持ち越すならば、そのリスクは計り知れないものがあるので注意が欠かせない。

4. 参考

「見なし検収」についてさらに知識を深めたい方は、国際的な標準契約モデルから学ぶことをお勧めする。たとえば

「プロセス・プラント 国際標準契約書」 ENAAモデルフォーム手引書
財団法人 エンジニアリング振興協会 1992年
「日中技術・設備契約モデルフォーム」 (財)日中経済協会

その他、多くの国際標準契約モデル